

## 議第40号

三島市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

三島市道路占用料等徴収条例（昭和60年三島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「（同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。）」を削る。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士